

第5回教育委員会定例会会議録

平成30年5月29日（月）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	高 橋 宏
	委 員	猪 熊 緑
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研 一 郎
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳
	指 導 主 事	武 内 陽 子

国立市教育委員会

付議案件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成29年度事業報告及び決算について	
議案第34号	平成30年度教育費(6月)補正予算(追加)案の提出について	
議案第35号	国立市教育員会公印規程の一部を改正する訓令案について	
議案第36号	国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第37号	(仮称)国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案について	
報 告 事 項	2) 平成29年度教育委員会各課の事業総括について(教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)	
	3) 国立市立学校に係る運動部活動の方針について	
	4) 市教委名義使用について(9件)	
	5) 要望書について(2件)	

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。風薫る 5 月も早過ぎ行き、そろそろ入梅の時期となってまいりました。この時期、何かと体調を崩しやすい時期でございますので、皆様におかれましては体調管理に十分お気をつけ願いたいと思います。

さて、私事になりますけれども、去る 5 月 24 日に、市長より教育長の新任期の辞令をいただきました。振り返ってみますと、前任期の 3 年間というのは、いわゆる新教育委員会制度の始動の時期であったと思います。おかげをもちまして、円滑かつ順調に制度移行ができて、国立市におきましても新制度が定着して機能しているものと感じております。また、微力ながらも、この 3 年間、大過なく教育委員会の運営に携わってくることができました。これもひとえに教育委員の皆様のご協力とご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。新たな任期におきましても、文教都市国立にふさわしい学校教育の振興と、そして文化・スポーツ・社会学習・生涯学習の振興に努めてまいりたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから平成 30 年第 5 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたします。

○【高橋委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしくお願いたします。



○議題（１） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に、教育長報告を申し上げます。4 月 23 日月曜日の第 4 回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業についてご報告を申し上げます。

4 月 23 日夜に、社会教育委員の会を開催いたしております。

4 月 24 日火曜日に、国立市教育リーダー研修会開会式を行いました。また同日は、東京都市町村教育委員会連合会理事会が開催されております。

4 月 26 日から 27 日にかけて、小学生の野外体験教室実踏を担当教員で行っております。

4 月 27 日金曜日には、三中におきまして SDGs（持続可能な開発目標）をテーマとした学習授業が行われました。

5 月 2 日水曜日には、東京都市教育長会が開催されております。

5 月 5 日土曜日に、第 28 回くにたちファミリーフェスティバルが開催されました。また同日、「くにたちの教育」151 号を発行しております。

5 月 7 日月曜日に、校長会を開催いたしました。

5 月 8 日火曜日には、小学生の音楽鑑賞教室を開催いたしております。また同日、公民館運営審議会を開催いたしました。

5 月 11 日金曜日に、文化芸術講演会を開催いたしました。NHKエンタープライズ主催の特別展「人体・神秘への挑戦」に関連する講演でございました。

5 月 14 日月曜日には、第 1 回目となります文化芸術推進会議を開催しております。また同日は、国立駅前のくにたち・こくぶんじ市民プラザが開設いたしました。同プラザにおいて図書を受け渡しが始まりました。

5 月 16 日水曜日、三小を市教委訪問いたしました。同日は文化財保護審議会を開催いたしております。

5月17日木曜日、第1回中学校道徳教科用図書審議会並びに第1回小学校教科用図書審議会、そして国立市いじめ問題対策連絡協議会、図書館協議会、スポーツ推進委員定例会を開催しております。また同日は、教育委員におきまして市内の教育関連施設の視察を行ったところでございます。

5月18日金曜日より20日までの2泊3日の間で、第二中学校が奈良・京都方面への修学旅行を行っております。

5月19日土曜日に、二小道徳授業地区公開講座を開催いたしております。

5月22日火曜日には、東京都市町村教育委員会連合会の総会が開催されました。

5月23日水曜日に、一中の市教委訪問を行いました。

5月24日木曜日、教育長の辞令交付がございました。

5月25日金曜日には、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会が静岡県の藤枝市において行われ、山口委員と猪熊委員が出席されております。

5月26日土曜日に、三小道徳授業地区公開講座が開催されました。また同日は、四小、六小、七小で運動会が開催されました。

5月28日月曜日、国立市租税教育促進協議会が開催されております。また同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想ございましたらよろしくお願ひいたします。

山口委員

○【山口委員】 4月ひと月、5月の後半ということで、学校も1カ月半以上、新しい学期で動き始めて、今の教育長からのご報告の中にも、さまざまなイベントだったり行事だったりとかが始まっているなという感を深く持っております。私たちも、市教委の学校訪問が5月16日、第三小学校、それからその翌週に第一中学校ということでスタートして、全部で11校、これから回らせていただくのを楽しみにしております。それから道徳授業の地区公開講座も、二小、三小と行われて、それぞれ学校に行って先生方が行っている授業を直接見て、子どもたち、児童生徒の反応を見るということが始まってきました。全般的な感想で言うと、しっかりそれぞれの学校が学校の特徴を持って動き始めているなという感を強く持ったところで、1年生もしっかり授業を受けるという体験を一生懸命頑張っているし、6年生はすごくしっかりしている。中学生はもちろん、中1の子たちは、小学生から中学生になるちょうど変わり目のとき、中学3年生は、かなりの深い自覚を持って授業に取り組み、学校生活を送っているなという感想を持ちました。

もう1つは、5月19日のときに、第五小学校と第八小学校はそれぞれのお祭り、五小まつり、八小まつりをやっております。クラスごとにいろいろな出し物というか、研究したのを発表したり、ゲームコーナーをつくったり、オリンピック・パラリンピックにちなんだのをやっている学校もありました。大体1年生はお客さんに徹するという格好ですけれども、それぞれの学年で、それなりの楽しい時間として定着しているので、子どもたちが楽しみ方をわかって参加している。保護者も、大人も一緒になって楽しんでいるというのが定着しているのを見てうれしく思いました。ちょっと駆け足だったのですけれども回りました。

先ほど、教育長報告になかった部分で、少し参加させていただいていましたところを述べさせていただきます。4月27日の金曜日、今年度の中学校部活動外部指導委員研修会の1回目、もう一回あるようですけれども、それが行われました。体育館2階の会議室だったのですけれども、10名以上、あとは担当の先生方も来られたりしております。そこを横から見させていただいたのですけれども、部活動の外部指

導員に対して、基本的な部活動の考え方であるとか、注意してほしいこと、しっかりやっていただきたいことを伝える機会ということで、熱心に皆さん、ディスカッションされていたと思います。これの中身とか反応について、後で少し報告をしていただければと思います。

それから、5月8日に、国立市特別支援教育専門家チーム全体協議会、これも第1回目なのですがけれども、少し凝縮した形で今年度から始めるということで、そういう特別支援にかかわっている先生方、中核的な先生方中心に全体会ということなので、いつもかかわっていただいている宮崎先生から、管理職のリーダーシップということで、特別支援教育に関してのポイントのお話もいただきました。これの内容と、それから5月11日に、特別支援学級の合同学習会の1回目、新しく入ってきた子たちを迎える会ということで、これは第三小学校で、小学校から中学校までの子どもたちが集まってやっておりました。私は最後だけしか出られなかったのですが、昨年度の最後に送り出す会をやっていて、両方ともすごく温かいというか、温かな雰囲気は体育館中に漂っていることを肌で感じて、それを子どもたちが醸し出していて、ここにいて楽しいんだよ、いいんだよ、一緒に仲間だねという、彼らが醸し出しているなというのを私は逆に感じるという、そういう経験をさせてもらう会だったのですがけれども、そういう形で、特別支援関係も始まってきております。

特別支援教室が小学校全部に広がってスタートしてということも含めて、特別支援関係の状況についても、現状について教えていただければと思います。

それからあと、5月25日に関東甲信越静岡、関東と長野、信越、新潟とか静岡の市町村の教育委員会連合会の総会がありまして、そのとき講演で岩崎恭子さん、バルセロナオリンピック、二十何年前に金メダルを取った中学2年生、14歳の彼女の話聞いて、もう40歳になりますと言っていました、すごく面白かったですけれども、そのときに岩崎さんが言ったのは、ご自身も終わってからのインタビューで、私はもう見られた年だったので覚えています、**「今まで生きてきた人生の中で一番幸せ」と**言っていて、それが流行語になったと。ただ、私自身も、まだ14年しか生きていないのに、何なのだ、これはと、正直言って思った部分があったのですが、岩崎さんが先週の講演で言ったのは、14年生きてきたというのは、中学2年生の子どもにとってみて、しっかりと人として歩んできたのだという自覚は持っているのだ、その中であの言葉が出たのだと言われて、ああ、そういうことなのかと思ひ、ちょっと目の覚める思いで聞きました。

何でこのようなことを言うかということ、今ちょうど道徳の中学校の教科書を採択しなくてはならない年になってきて、ちょうどまさに真っただ中、中学2年生。どういう状況で彼らがいるのかを見ながら教科書選びをしなくてはならないなというのを、ちょっとそれとあわせて考えたものですから、そういう状況なのだということを逆にしっかりと受けとめながら教科書選びをしていきたいなとふと思ったところがございます。

最後に、修学旅行が始まったようです。第二中学校だと思いますけれども、修学旅行の様子をお聞かせ願えればと思います。

3点ほど、質問というか、報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○【**是松教育長**】 それでは個別の専門家チーム、それから外部指導員の研修について、別々にやりますか、1本でいいですか。

○【**植木指導主事**】 別々で。

○【**是松教育長**】 では、まず外部指導員の研修内容について、植木指導主事。

○【**植木指導主事**】 当日の研修のプログラムといたしましては、まず初めに、東京都教育委員会が作成

しました体罰防止のビデオを視聴いたしまして、その後、アンガーマネジメント、怒りの感情をコントロールすることについての研修を行いました。研修参加者の事後アンケートの内容からですが、信頼関係を築くことの大切さや、押しつけずに考えさせる指導が必要であるといったような感想がございました。当日の欠席者には、各学校で今、伝達講習を行っているところです。以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、専門家チームの研修、あわせて特別支援教育の滑り出しの状況についてお願いします。荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、特別支援教育の滑り出しについてご報告いたします。

まず、5月10日の専門家チームの全体協議会でございます。今年度は、これまでとは違い、管理職について各校1名ずつ出席することといたしました。これは管理職のやはりリーダーシップという点が特別支援教育の推進には非常に重要であるというようなことを踏まえまして、このような機会を年間2回設けることとしたところでございます。内容といたしましては、専門家チームお一人お一人から、それぞれの専門性についてご紹介いただくとともに、各校管理職に向けてご協力いただける内容について示していただきました。また、本市の平成29年度の取り組みをご紹介するとともに、宮崎先生からは、管理職のリーダーシップをテーマに、特に校内研修のあり方について、管理職に向けてご指導いただいたところでございます。

特別支援関係でございますけれども、今年度より、小学校の特別支援教室が全校で開設しております。予想を上回る、スタート時111名の対象児童が特別支援教室の指導を受けることとなりました。これに伴いまして、教員の数も、全部で12名、2名増ということで、かなり増えた状況でスタートしてございます。

滑り出し、順調にスタートしている部分もありますけれども、課題といたしましては2点あります。1点目は、教材の整備という観点がございました。昨年度中に教材の整備等を予算等を使って順次進めてきたところですが、いざ指導を開始してみますと、拠点校にはあるのだけれども巡回校で必要な教材がない、という状況が生じてまいりましたので、今後、そういった教材の整備について、少しずつ整えていくとともに、手作り等でつくれるものについては速やかに整備していくと申し合わせているところでございます。

また、教員の増加に伴いまして、若手の教員も巡回指導教員として増えているところがございますので、OJTにより、しっかりと特別支援教室の指導のノウハウを伝えていくことが必要になるかと考えてございます。

また、今年度につきましては、特別支援学校の武蔵台学園にご協力いただきまして、特別支援学級の専門性向上事業に取り組んでおります。昨日、5月28日に、知的しょうがい学級担任会がございました。その際、武蔵台学園のコーディネーター2名が来校し、専門的な知見から、さまざまにご指導いただいたところでございます。これまで以上に充実した内容になったと感じているところでございます。

特別支援学級の4月、5月の状況は以上でございます。

○【是松教育長】 いかがでしょう。山口委員。

○【山口委員】 もう1つだけ。保護者の反応は何か特別なことはございますか。教室が始まったことによる保護者の方の反応。まだ、あまりつかめていませんか。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 保護者の反応でございますけれども、ちょうど今スタートしたところでございます、最初の4月当初、5月の頭の面談から、実際の指導を開始してみたいというところで、今、手ごたえをつかんでいるような状況です。今度、1学期末に個人面談がございますので、そのときにさまざまなご意見が聞かれるのではないかと考えてございます。

○【是松教育長】 よろしいですか。山口委員。

○【山口委員】 新しい形に変わって、先生方もそうですが、子どもたちのほうが受け入れているのではないかと思うのですが、保護者の方にとまどいがあるのではないかと思いますので、それはこちらもきちんと受け止めて、しっかりつくっていくことが必要かと思うので、よろしくどうぞお願いいたします。

○【是松教育長】 それでは、二中の修学旅行、報告は来ていますか。武内指導主事。

○【武内指導主事】 国立第二中学校の修学旅行は5月18日から2泊3日で京都と滋賀に行ってきました。大きな事件や事故なく、無事に帰ってまいりました。1日目は京都市内をタクシーの班別行動を行い、その後、滋賀県に入り、3日目のお昼まで民泊をさせていただいております。自然との触れ合い、農村生活体験学習など、さまざまな体験の中で多くを学び、また知らない者同士が2日間をともにする中で、人間愛や日本人の良さを感じることができる修学旅行となったようです。以上です。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想等ございますか。

猪熊委員お願いします。

○【猪熊委員】 私は5月8日の小学生音楽鑑賞教室に初めて行かせていただいたのですが、市内の小学校5年生が対象で鑑賞に来ているのですが、曲目も非常になじみ深いものも多いですし、1つずつ楽器の説明をしていただけて、子どもたちにはとても貴重な経験になったのではないかと思います。途中で1曲、歌うところがあったのですが、「ビリーブ」という曲で、どこの小学校かわからなかったのですが、練習してきたのか、もしくは音楽会か何かで歌った曲なのか、合唱でパートに分かれて歌ってくれていて、初めて全体で歌ったにもかかわらず、きれいなハーモニーで歌っていたので、すごいなと思って聞いておりました。

また、曲目の中に「威風堂々」も入っておりまして、これは恐らく5年生が3月になって卒業式で演奏する学校が結構多いのではないかと思ったので、子どもたちもこのまま曲の感じを覚えてもらえるといいなと思いましたし、逆にもしかしたら、先生たちからお願いして演奏してもらっているのかな、そのような狙いもあるのかななどと思いながら聞いておりました。

あとは山口委員もおっしゃったのですが、5月25日の関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会でのやはり岩崎恭子さんの講演の中で、山口委員と同じような感想を持ちまして、「今まで生きてきた中で一番幸せ」というのが、私も山口委員と一緒に、そのとき聞いたときには、えっ、14年間しか生きていないのにとやはり思ったのですが、彼女がおっしゃった、もう中学生で、自分はちゃんとした大人なのだというようなところでのあの発言だったということを知って、本当に、中学生はもうそういうことを思っているのだなと思いましたし、講演の中で、別に道德の講演ではないのですが、やはり『目標を持って頑張ること』、『家族の支えがあって』金メダルが取れたとか、自分では気がつかないのだけれども、周りの人から言われたのは、『素直にやっていた』というところがメダルを取れたところに結びついたのではないかということで、ただがむしゃらに練習すればいいというわけではなく、いろいろな力が合わさって、あの金メダルを取るという偉業を成し遂げることができたということをお話しされていたので、まさに道

徳だなど思いながら、教科書をこれから見せていただくのですが、本当にそういうことがわかるようなものを選んでいけたらいいのかなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょう。

高橋委員。

○【高橋委員】 教育長報告にありましたが、私は小学校の運動会、四小と六小、道徳授業は二小と三小を参観しました。市教委訪問に絞って感想を述べたいと思います。

まず三小では、教室がよく整頓されていました。子どもたちは学習に集中して、学びの姿勢ができているなという感じがしました。国立市教育委員会で推進している問題解決型の授業が三小では確立定着しているようだと考えています。今回は、算数の少人数指導の場面を多く見ることができました。

続いて一中では、生徒は熱心に学習に取り組んでいる様子を見ることができました。教室の学習環境は、ユニバーサルデザインに統一されていて、視覚化、焦点化、共有化といった、質の高い学習を目指していることが感じられました。このユニバーサルデザインも国立市の小学校・中学校で着実に広まっていると感じています。一中は、学力の高い生徒が多くいるわけですが、学校全体として、生徒を引きつける教師の導入の工夫とか、学びの広がりや連続・発展を目指す授業改善に取り組んでほしいと思っています。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにどなたかいらっしゃいますか。



○議題（２） 報告事項１） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度事業報告及び決算について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ次に報告事項１、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度事業報告及び決算についてに移りたいと思います。

それでは、くにたち文化・スポーツ振興財団、高橋事務局長、お願いいたします。

○【高橋事務局長】 皆様、こんにちは。くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長の高橋と申します。よろしく申し上げます。それと総務課長の佐々木でございます。

それでは、座って説明させていただいてもよろしいですか。

○【是松教育長】 どうぞ。

○【高橋事務局長】 本日は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度の事業報告並びに決算についてご説明させていただきます。説明に入る前に、本日、机上に配付させていただいております第 2 回野外彫刻展と、「Play Me, I 'm Yours Kunitachi 2018」の報告がまとまりましたので、お配りさせていただいております。ごらんになっていただければと思います。

本事業報告と決算につきましては、去る 5 月 16 日に開催をいたしました財団の理事会に提案をし、ご承認をいただいております。ただ、評議員会につきましては、31 日、今後開催という予定でありますので、現段階におきましては、決算についての評議員会の承認はこれからという状況でございます。

それでは、まず初めに、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度事業報告についてご説明を申し上げます。事業報告の 1 ページをお開きいただけますでしょうか。初めに「事業の概要」ということで、平成 29 年度は、5 行目以降にございます○の 3 点を重要課題として位置づけました。

1 点目といたしまして、芸術小ホールに関連となりますが、第 2 回となりますアートビエンナーレ野外彫刻展の開催、それから地域とのつながりを深める事業の実施、国立市の基本構想の実現への寄与、また、

劇場法の趣旨に沿った公共ホールの運営などでございます。

2点目は、郷土文化館の関連でございますが、考古資料の展示や講演会の充実など、くにたちを学ぶ機会を多角的に展開すること、また、「城山さとのいえ」と連携をして、市民との協働を主体とした事業の実施をするということでございます。

3点目といたしましては、総合体育館の関連で、小学生対象の事業の実施、また、高齢者向け健康づくりのためのスポーツ普及への取り組みでございます。

これらの3点を重要課題として平成29年度は事業を実施してきたところでございます。

それでは、実施事業についてご説明をさせていただきます。

初めに、「I. 公益事業」の1、芸術小ホールについてでございます。ア、芸術文化事業では、芸術環境創造事業を12、芸術振興事業を15、その他の事業を8、合計35事業を展開いたしました。そのうち、ビエンナーレ事業及びその関連事業が5事業ございました。また、主催共催別では、主催が24事業、共催を11事業実施いたしました。

それから、外壁改修工事につきまして、これは体育館も一緒ですが、当初、平成29年7月から着手し、29年度中に終了する予定であったものですが、予定がずれ込みまして、平成30年2月から本年8月までの工事に変更になったことから、工事音による影響が大きい芸小ホールに関しては、事業編成の見直しが必要となったところでございます。

目標数の達成状況でございます。利用者数としては、そこに7万2,408名ということで、目標値6万8,000名よりも6.5%ほどの増ということで表記をさせていただいていますが、これは平成29年度から、エントランスを開放中のお昼、それから夕方に休憩利用をされる来館者の方をカウントして、その利用者数、9,730名を加えたものです。この9,730名を除きますと、利用者数は6万2,678名となりまして、外壁工事の影響もありまして、目標数の約92.2%の達成状況となるところでございます。

具体的な事業につきましては、8ページから11ページまで、各事業について記載をしておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。

まず8ページをお開きください。一番左の「計画事業通し番号」の欄で網掛けをしてある事業がアートビエンナーレの関連事業となります。まず、「1. 自主・共催事業」の(1)芸小ホールの(ア)芸術環境創造事業、①教育、福祉、まちづくり連携による地域貢献事業でございます。

番号1、ビエンナーレ事業の第2回野外彫刻展では、さくら通りの南側の植栽域に、公募選考を経て、10点の野外彫刻を設置いたしました。第1回の大学通りよりも手狭なスペースへの設置ということで、非常に難しい設置条件にもかかわらず、全国からレベルの高い49作品の応募があり、慎重な選考を経て、多彩な作品を設置することができました。また、実物作品の設置と最終選考に合わせて、財団広報誌「おあしす」臨時号、これは「Play Me, I'm Yours」と兼ねて発行し、周知を図ったところでございます。最終選考は3月29日に行いまして、大賞、準大賞、優秀賞3点の計5点を選考し、当日の午後に表彰式典とレセプションを開催いたしました。

次に番号4、日ごろ、富士見台にある芸小ホールに来館することが比較的難しい、少ない、南部地域の高齢者向けに、南市民プラザで、「歌う芸小ホール」という事業をもともとやっておるのですが、それを自治会と連携して実施いたしました。

次に番号5、たちかわ創造舎に拠点を置く地域の劇団、シアター・オルトによる、親子で楽しめる◎シアター及び123シアターとして、「長靴をはいた猫」、「西遊記」、「ブレーメンの音楽隊」を実施いたしました。

次は番号6の「Play Me, I 'm Yours Kunitachi 2018」です。寄贈された10台のピアノを、アーティストの方々に装飾していただき、それを市内10カ所に設置し、誰でも自由に弾いていただくイベントで、市内のみならず、国内、さらには海外からも多くの方々が来ていただきまして、市域を超えた広域にわたる文化・芸術を発信することができ、シティプロモーションにも大きな貢献をいたしました。また、ピアノの上手な方はもちろんのこと、親子であったり、友人同士などで、演奏や歌を歌う方、また、ほかの楽器を持ち込んでピアノと合奏したりなど、たくさんの方やグループでピアノを利用していただき、非常に盛り上がったイベントとなりました。

冒頭申し上げましたけれども、この「Play Me, I 'm Yours」と、アートビエンナーレの野外彫刻展に関しましては、本日、とりあえず報告書がまとまりましたので、それをごらんいただければと思います。

②学校教育との連携事業です。

番号8、「Meet the Artist」として、縄跳びのサーカスパフォーマーを招き、小学校低学年の子どもたちに、ユニークな体験と卓越した演技者の存在を伝えることができました。

また、ほかにもコンテンポラリーダンス、パントマイム、落語などを実施しました。

番号9では、国立音楽大学との連携事業として若手音楽家に演奏の機会を提供する「くにたちデビューコンサート」を実施いたしました。

③地域の芸術文化資源を活用したまなび事業です。

番号12、昨年度に引き続き、「市民一芸塾」を実施し、陶芸、ケーナ演奏、バリ島の打楽器であるバリガムランの体験などを行いました。

次に（イ）芸術振興事業、①芸術文化の創造事業です。

番号13、打楽器奏者加藤訓子氏によるリサイタルと若い打楽器奏者によるミニコンサートの「in percussion day 2017 in くにたち」、また、番号⑩、今回で2回目になりますが、国立市出身の芥川賞作家、多和田葉子氏による朗読パフォーマンスで、今回はジャズピアニストの高瀬アキ氏との演奏とかけ合わせた舞台を行いました。

次に10ページになります。②芸術文化の継承事業です。

番号17、フレッシュ名曲コンサートとして、第14回東京音楽コンクールピアノ部門第2位の西村翔太郎氏によるソロピアノリサイタルと、一橋大学、小岩信治教授とのレクチャートークを開催いたしました。

番号18では、11年目を迎えたスタジオ寄席から、立川志らべ、らく次のお二人の真打昇進の襲名披露を兼ねた「くにたち芸小ホール寄席」を行いました。

③芸術文化の交流・支援事業です。

番号23、今回で2回目となりますが、「2017 くにたち童謡歌唱コンクール」を実施いたしました。子ども、大人、ファミリーの3部門で行い、一次審査を通過した26名と6組の皆様にご披露いただきました。

④創客、利用拡大事業です。

番号26、無料で入場制限のない音楽鑑賞事業として、月1回、芸術小ホールのロビーで行うランチタイムコンサートや、番号27、あいているホールを活用して利用拡大を図るため、ホールとグランドピアノのシェア・プログラムを実施いたしました。

（ウ）その他の①自主事業、連携事業企画調査です。

番号28、スタッフ・ディベロップメント事業では、公文協の採択を受けて、支援員を派遣していただき、

文化芸術基本法の改正や指定管理者制度、地域の文化芸術の担い手のあり方などについて、国立市、あるいは他市の職員、それから他財団の職員も含めた合同研修を行いました。

②実行委員会参画事業では、今年もくにたち音楽祭、吹奏楽フェスティバル、ファミリーフェスティバル等を実施いたしました。

番号 34、ギャラリーネットワーク連携事業では、国立市ギャラリーネットワーク 25 周年記念といたしまして、「アート散策くにたち」と題するアートマップとギャラリーガイドの刊行、また、郷土文化館の支援で、国立ゆかりの石彫家、「関敏作品くにたちMAP」を発刊し、いずれもご好評をいただいております。

それでは、お手数ですが、4 ページにお戻りいただきまして、4 ページ 2 行目、イ、芸術小ホールの指定管理事業です。平成 28 年度と比較して、利用件数で 8 % 減の 1,284 件、収入額で 13% 減の 1,504 万 360 円となりました。減少の主な理由といたしましては、外壁等改修工事による貸し出しの制限、ビエンナーレ事業等の主催事業の利用増、財団や市主催事業の利用増など、減免使用によるものでございます。

平成 29 年度では、市による指定管理者の第三者評価が実施されました。芸小ホールに関しましては、個人情報保護等の法令遵守の事務手続の整備、防災以外の非常事態への対応、接遇マニュアルの整備や利活用の促進などのご指摘がございましたけれども、運営全体といたしましては、おおむね良い評価をいただいたところでございます。

芸小ホールは施設・設備の老朽化が激しいため、修繕は多くありましたけれども、今後につきましても、指定管理者として対応できる 100 万円未満の修繕以外の大型修繕について、市と調整して進めていく必要があると考えております。

続きまして、4 ページ中段からの 2 の郷土文化館の事業でございます。自主事業 42、共催事業 2 の合計 44 事業を実施いたしました。事業内容別といたしましては、常設展示事業が 4、企画展示事業が 5、資料収集・調査・研究事業が 9、講座事業が 10、市民の参加体験事業として、郷土の伝統文化を学ぶ体験事業が 13、郷土の自然環境を学び体験する事業 3 となっています。こちらにつきましても、具体的な事業といたしましては、12 ページから 15 ページまでに記載しておりますので、そちらをお開きいただければと思います。

12 ページです。

番号 5、春季企画展、写真展「くにたち あの日、あの頃—写真に見る少し昔のくにたち」では、大変ご好評いただいた、国立市市制施行 50 周年として発刊した写真集の中からリストアップした写真について、その当時の市報の記事であるとか、あるいは同じ場所の現状の写真とを対比して展示し、多くの方に注目していただける企画展となりました。

番号 6、夏季企画展、「わたしたちのたからもの展」では、三浦小平氏を初めとする、国立にゆかりのある作家の美術品を展示いたしました。

番号 7、秋季企画展「国指定重要文化財 緑川東遺跡出土 石棒展」では、市内緑川東遺跡より出土した大型石棒 4 点が国の重要文化財に指定されたことを記念して企画展示をいたしました。

番号 9、「絵図からみる多摩川と用水」では、西野家から寄贈された多摩川絵図を修復し、展示をいたしました。

なお、これらの各企画展に関しては、下段にあります③講座事業でも関連講座、講演会を行ってございまして、特に 14 ページの番号 23、24 になりますが、石棒に関して講演会を行って、それぞれ 55 名、

74名と、多くの方にご参加をいただきました。

それでは、お手数ですが5ページにお戻りいただきまして、5ページの中段、イの郷土文化館の指定管理事業でございます。入館者としましては、1万9,943人で、平成28年度と比較して286人、1.4%の微減、古民家では、1万2,446人で、560人、4.8%の増となりました。収入面では、利用料収入としては5.9%減の126万3,600円、事業収入では110万1,270円、94.8%の大幅増となっております。これは市制施行50周年を記念して刊行した写真集「くにたち あの日、あの頃」の売り上げによることが大きな理由でございます。

続きまして3、市民総合体育館事業でございます。ア、スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業、市民が参加及び体験する事業でございます。自主事業20、共催事業4、他組織への協力事業1の合計25事業となっております。こちらにつきましても、実施事業の詳細については16ページから19ページに記載させていただいておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

実施事業といたしましては、体育館に関しましては、ほぼ例年どおりとなっておりますが、特に子ども向け事業として、18ページの番号12~14が親子向けの事業、番号15~21までが主に小学生向けの事業となっています。このうち番号19の小学生初心者水泳教室では、公立小学校が開催する水泳教室に講師を派遣するという形の事業で、平成28年度では五小、六小、七小の3校で実施をいたしましたが、非常にご好評をいただいたことから、平成29年度では、さらに二小と三小を加え、全5校で実施をし、全体で1,427名の方に参加をいただきました。

それでは、お手数ですが5ページにお戻りいただきまして、下段のイ、総合体育館の指定管理事業でございます。平成28年度と比較いたしますと、個人利用では2,495人、2.2%増の11万5,004人。団体利用では2,525人、3.0%減の8万844人となりました。

6ページです。体育室は個人利用が増、団体利用が減で、合計1,103人、1.2%の減。トレーニング室は4,245人、9.0%の増。室内プールは3,265人、7.2%減となりました。グリーンパスの利用者は3万4,404人で、793人、2.3%減でございました。また、平成28年度から、体育館利用促進策として、無料利用券の発行をしておりますけれども、平成29年度の利用者は412名の方にご利用いただいたところでございます。利用料収入では、平成28年度と比較して、33万9,725円、1.0%増の3,587万3,640円でしたが、そのうちグリーンパスの利用者の収入は497万9,080円でした。有料公園施設等の利用状況ですが、テニスコートの利用率は70.9%、野球場の利用率が46.5%、サッカー場の利用率が44.5%で、利用料収入といたしましては136万250円、6.6%減の1,933万1,550円でした。減の理由としましては、1月、2月に降った雪の影響が大きかったということが要因となっております。さらに3館の詳しい利用状況につきましては、24ページから31ページに利用料収入、あるいは利用状況等のデータを掲載しておりますので、ごらんになっていただければと思います。

次に6ページ中段からとなりますが、4、共通公益事業のアとして、市民のさまざまな団体の育成を行うということで、助成事業を展開いたしまして、10団体に対して128万7,000円の助成をいたしました。また、引き続き広報紙「オアシス」の発行、さらにホームページの充実などを行ってまいりました。助成事業の一覧と広報紙「オアシス」、ホームページにつきましては、20ページ、21ページに掲載をしておりますのでございます。

続きまして、6ページ下段から7ページ、「Ⅱ. 収益事業等」です。これまでと同様に、チケットの販売事業、飲料水、水等の販売、体育用品の販売等の事業がございました。

7ページ中段ですが、2、その他の事業として、敬老大会や成人式などへの施設の貸し付けを行いました。

た。

最後に「Ⅲ. 管理（法人管理事業）」です。理事会 4 回、評議員会 3 回、中間監査、決算監査、各 1 回開催いたしました。

先ほどご説明させていただいておりますが、次の 8 ページから各事業の内訳になります。8 ページから 21 ページまでが自主・共催事業となっております、24 ページから 31 ページまでが指定管理事業の状況となっております。また、32 ページから 35 ページまでが、理事、監事、及び評議員の名簿と、理事会、評議員会、監査の開催実績となっております。なお、22 ページ、23 ページに、各館及び総務課の内部評価というか、評価を掲載させていただいております。

22 ページをごらんいただけますでしょうか。芸小ホールでは、事業についてはおおむね計画どおり実施をできたところですが、ビエンナーレ事業について、資金的に非常に厳しい状況であったということがありまして、今後、資金計画について大幅に見直す必要があるだろうということ、それから施設設備面について、現在、外壁等改修工事を行っていますが、今後さらに改修工事が必要となる可能性があり、利用者への事前の周知など、その対応が必要になるということを挙げさせていただいております。

郷土文化館では、やはりおおむね計画どおり事業は実施できましたが、出前講座等、あらゆる機会を利用した啓発の必要性があるということ、それから、収蔵資料の公開や、資料の修復・保存に関する郷土文化館の活動をより多くの市民の方に理解していただくための方法。古民家では、見学者増へ向けての各種連携等の必要性、それから、固有職員となった学芸員の専門性の活用などを挙げさせていただいております。

23 ページの総合体育館では、「オリンピック種目に挑戦」といたしまして、ボルダリング、ウェイトリフティング、ボクシングの体験会を企画しましたが、現在、非常に人気の高いボルダリングでは 100 名近い申し込みがあった反面、ウェイトリフティング、ボクシングに関しては、場所の問題であるとか申込者数の問題で実施ができなかったということがございました。それから、利用者数の面では、ほぼ横ばいであったプールの利用が減少してきていることなどを今後の課題として挙げています。

総務課としては、広報紙「オアシス」のさらなる充実と、財源確保のための広告掲載依頼の努力の必要性を挙げています。

以上が平成 29 年度の事業報告でございます。

長くなりましたが、続きまして、平成 29 年度の決算について説明をさせていただきます。決算（案）をご用意いただけますでしょうか。まず、おめくりをいただきまして 1 ページ目、貸借対照表をごらんください。

まずⅠ資産の部で、1 の流動資産では、普通預金が 1,623 万 546 円、定期預金が 4,000 万円になっています。定期預金は前年度と変化はございませんが、普通預金につきましては、未払金が多かったことから、776 万 9,570 円ほどの増になっています。未収金は 48 万 9,833 円で、これは 3 月末の利用料金の未収入額等となっております。次に、前払金が 62 万 5,482 円で、これは 4 月公演分のチラシの印刷代や、平成 30 年度の広告料等となっております。販売品につきましては、郷土文化館のグッズや体育館の体育用品等でございます。流動資産の合計が 5,957 万円ほどになっておりまして、前年度と比べまして 750 万ほど増加しておりますが、これは先ほど申しましたように、主に未払金が増加したことに伴うものでございます。

2 の固定資産でございます。（1）基本財産につきましては、前年度と変化はございません。（2）特定資産は、168 万 1,224 円減少しておりますが、これはアートビエンナーレ事業の不足分について、指定正味財産の特定資産を取り崩して、一般正味財産へ充てて、その不足分を補ったことによるものでございます。（3）その他固定資産では、9 ページに明細がございますけれども、300 万円以上のリース物件で、体

育館の筋肉トレーニング機器一式や、郷土文化館収蔵品管理システム一式などでございます。郷土文化館の映像システム一式が平成 28 年度で償却が終了したことや、また、その他の物件の償却が進んだことから、918 万 3,252 円の減となっております。

次にⅡ．負債の部、1 の流動負債ですが、まず未払金、これは先ほど述べさせていただきましたが、667 万 2,772 円増となっておりますが、ビエンナーレの関連事業が年度末に集中し、そのため支払い時期が 4 月になるものが多かったことによるものでございます。その他の未払金といたしましては、指定管理料の精算返還金、3 月分の委託料、嘱託員講習等となっております。前受金は、芸術小ホールのチケット代金や、体育館の事業参加料など、203 万 4,000 円を計上させていただいています。2 の固定負債は資産の部のリース資産と同額が記載されています。負債合計は 5,820 万 5,118 円で、資産合計から負債合計を差し引きますと、3 億 2,405 万 3,558 円ということで、これが下から 2 行目の正味財産合計の金額となります。

次のⅢ、正味財産の部でございます。指定正味財産が、特定資産 195 万 1,913 円のうち、先ほど言いましたビエンナーレ事業の不足分に 168 万 1,224 円を充当したことから、その分が減少しております。次の一般正味財産は変化ございません。正味財産の合計は、先ほどの 3 億 2,405 万 3,558 円となっております。

次に 2 ページ、3 ページをお開きいただきまして、正味財産増減計算書です。前年との比較を中心に説明をさせていただきます。Ⅰ 一般正味財産増減の部、1．経常増減の部で、(1) 経常収益でございます。7 行目ほどにございます事業収益の中の 2 行目、国立市指定管理料収益が 488 万 3,000 円増加しています。この増の主な理由ですが、芸小ホールに関するものでございまして、1 点目は、外壁等改修工事により利用が制限されることによる利用料減に対する補填分。2 点目といたしましては、老朽化した施設・設備の修繕費増によるものでございます。修繕といたしましては、ホールのモニターカメラレンズの交換、それからホールの誘導灯の改修、変圧器絶縁油の交換等が主なものでございました。その次の行の受託料収益ですが、407 万 1,000 円減となっておりますが、これは介護保険受託事業が廃止になったことによるものでございます。

さらにその次の行、利用料金収益も 321 万 4,785 円減となっておりますが、これは芸小ホールの外壁等改修工事に伴う休館による収入減と、体育館の関係で、雪の影響等による有料公園の利用料減などによる収入減によるものでございます。次に、利用料金の収入より 4 行ほど下の、国立市補助金収益でございますが、1,352 万 5,000 円の増となっております。これは、芸小ホールのビエンナーレ事業、郷土文化館の石棒展に対する補助金の増額分となっております。その 3 行下、受取寄付金が 345 万 6,224 円となっておりますが、この内訳といたしましては、平成 29 年度中にご寄附いただいたものが 177 万 5,000 円、指定正味財産の取り崩し分が 168 万 1,225 円となっております。太線で囲まれた経常収益の合計が 4 億 3,284 万 3,088 円となり、前年度より 1,446 万 9,872 円、3.5% 増となっております。

それから (2) 経常費用でございます。2 ページ中段からです。事業費が昨年度より約 1,794 万、4.4% ほど増加して 4 億 2,709 万 4,030 円となっております。事業費個別の科目によって増減がございしますが、比較的増減額の大きなものについてご説明させていただきます。事業費の初めにあります報酬と、その次の行の給料手当についてですが、報酬が約 949 万円減、給料手当が 1,174 万円増となっております。これは、平成 29 年度から学芸員が嘱託員から固有職員に変更になったことによるものでございますが、定期昇給であるとか時間外手当等の関係で、増減同額にはなっておりません。

次に、それより 7 行ほど下の消耗品費でございます。約 317 万円の減となっております。これは、平成 28 年度、体育館においてダンベルセット等、比較的、金額の大きなものを整備したものが、平成 29 年度ではそういう大きな金額のもの購入がなかったことによります。

それから、その次の行の印刷製本費でございます。約 243 万円の増になっています。これはビエンナーレ関連事業、石棒展関連事業のチラシの作成によるものが大きなものでございます。

次の行の修繕費です。約 289 万円減となっています。これは芸小ホール、体育館ともに、修繕はそれなりの件数があったのですけれども、金額の大きな修繕があまりなかったことによるものでございます。

その次の行、光熱水料費、約 370 万円増ですが、ガス・電気の使用料の増で、いずれも使用料金の単価アップと、夏季期間中の空調利用増によるものでございます。

それから4行下の諸謝金、約 119 万円増ですが、ビエンナーレ審査員謝礼及び芸小体育館の授業講師料の増によるものでございます。

次の手数料、約 227 万円増は、トレーニーですが、ルーク・ジェラム氏に支払ったライセンス使用料によるものでございます。

次の租税公課、約 219 万円減は、消費税の減によるものでございます。

2行下の支払い助成金、約 295 万円増は、ビエンナーレの助成金の増によるものでございます。

その次の行、委託料、約 740 万円増は、ビエンナーレ野外彫刻展の作品設置工事や、「Play me, I' m yours」のプロモーション委託等によるものでございます。

2行下の賞金費 240 万円は、ビエンナーレの賞金でございます。

一番下の行、減価償却費約 125 万円減は、郷土文化館の映像システム一式の減価償却が終了したことによるものでございます。

次に3ページになります。上段の管理費は、大きな増減はございませんでした。

10行目、印刷製本費の30万円増は、財団設立30周年記念誌を発行したことによるものでございます。

7行下の返還金ですが、返還金全体といたしましては、128万1,711円となりました。

補助金につきましては、ビエンナーレや「Play Me」の事業費が大幅に膨らんだことにより、寄附金と指定正味財産を充当し賄ったことから、返還金はゼロとなりました。

また指定管理料につきましても、光熱水費や委託料の増などにより、平成28年度よりも約387万円減の128万170円となりました。

3ページ下から2行目、Ⅱ指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は、ビエンナーレの関連事業の不足分へ、平成28年度末の指定正味財産のうちの特定資産195万1,913円のうち168万1,224円を充当したことから、その分が減となりまして、3億1,252万668円となりました。

最終行のⅢ、正味財産期末残高では、同じく168万1,224円減少し、3億2,405万3,558円となっております。これは貸借対照表の正味財産合計の金額及び増減と一致をしております。

次に4ページ、5ページ、これは会計別の正味財産の増減計算書となっております。公益目的事業会計の経常収益計と経常費用計でございますが、それぞれ4億1,750万1,381円と同額になっておりまして、収支相償ということになっています。

また、公益目的事業費が全会計のうちの96.5%になっています。

それから一般正味財産、遊休財産でございますが、5ページの下から14行目、一般正味財産期末残高の合計となりますけれども、1,153万2,890円ということで、公益事業総額4億1,750万1,381円を超えておりませんので、これは公益法人上の基準をクリアしているということになっています。

次の6ページ、7ページは正味財産増減計算書の内訳表となっております。ごらんいただければと思います。

次に8ページからは、財務諸表に対する注記でございます。まず8ページの2、基本財産及び特定資産

の増減額及びその残高で、当期増加額として 177 万 5,000 円、減少額として 345 万 6,224 円を計上しておりますけれども、増加額は寄附によるもの、減少額はアートビエンナーレ事業の不足分に充当しております。当期末残高としては 3 億 1,252 万 668 円となっています。

9 ページの 4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、リース資産として 6 点挙げております。郷土文化館収蔵品管理システム一式、総合体育館コードレスバイク一式等を計上しております。

最終の 12 ページ目でございます。財産目録になっております。貸借対照表の科目について、それぞれの資産、負債の額が、どのような目的でどこに保管されているかを記しております。いずれも公益目的財産として位置づけ、運用益を公益目的事業の財源として使用しております。

また、最終ページに監査報告書をつけさせていただいております。

長くなりましたけれども、平成 29 年度の事業報告並びに決算についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、報告事項 1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度事業報告及び決算についてを終わります。

高橋事務局長、まことにありがとうございました。

○【高橋事務局長】 どうもありがとうございました。失礼いたします。



○議題（3） 議案第 34 号 平成 30 年度教育費（6 月）補正予算（追加）案の提出について

○【是松教育長】 次に議案第 34 号、平成 30 年度教育費（6 月）補正予算（追加）案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは議案第 34 号、平成 30 年度教育費（6 月）補正予算（追加）案の提出についてご説明をいたします。

本議案は、6 月に開催されます市議会第 2 回定例会に追加で補正予算案を提出するために提案するものでございます。

議案を 1 枚おめくりください。初めに歳入でございます。款 14 都支出金、項 3 都委託金、目 6 教育費委託金、節 1 教育費委託金 プログラミング教育推進校事業委託金につきまして、50 万円を新たに計上いたします。この事業は小学校におけるプログラミング教育を推進するに当たり、支援団体、企業との効果的な連携を推進するために、2 年間、実践研究を行う東京都の委託事業となっております。補助率は 10 分の 10 となっております。この委託事業は、第四小学校が事業実施校に指定されることが、平成 30 年 3 月 8 日付で決定をしておりましたが、この後ご説明いたします歳出予算の用途がここで決定したことに伴い、このタイミングで補正予算案を提案するものとなっております。

続きまして、2 ページをごらんください。款 10 教育費の歳出の補正予算案でございます。まず初めに上の表ですが、項 1 教育総務費、目 3 教育指導費、事務事業、学校教育向上支援事業、節 11 需用費、細節 1 消耗品費（プログラミング教育推進校事業消耗品）につきまして、50 万円を新たに計上いたします。こちらは、先ほどの歳入予算と連動する歳出予算となっております、プログラミング教育充実のための消耗品を購入する予算となっております。

続きまして、同じ 2 ページの下の表、債務負担行為（追加）につきましてご説明をいたします。こちら

は、これまで経過をご説明してきましたとおり、今後、給食センター施設の更新を、現在とは別の敷地に予定しており、ここでその土地の地権者との借り上げ契約締結のめどが立ったため、その契約の準備段階として、用地の借り上げ料を債務負担行為として定めておくものとなります。

借り上げの期間は表に記載のとおり、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間となっております。国立市のような地方自治体が将来にわたり債務を負担する行為をするには、地方自治法第 214 条の規定により、予算上、債務負担行為として定めておく必要があるため、ここで補正予算として提案をいたします。なお、表の一番右の限度額ですが、記載のとおり、物価変動、公租公課等の増減額を反映した額となるため、その時点時点で、用地借り上げ料の金額が変わることが想定されることから、具体的な金額は記載をしておりません。

平成 30 年度教育費（6 月）補正予算（追加）の内容は以上のとおりとなっております。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 34 号平成 30 年度教育費（6 月）補正予算（追加）案の提出については可決といたします。



○議題（4） 議案第 35 号 国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について

○【**是松教育長**】 次に、議案第 35 号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【**川島教育総務課長**】 それでは議案第 35 号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について、ご説明をいたします。

今回の改正は、国立市教育委員会公印規程に国立市文化財保護審議会会長印を追加登録するため行うものです。

改正の理由をご説明いたします。

これまで文化財保護審議会会長印につきましては、公印規程に定めた印ではなく、ゴム材でできた印を使用しておりました。しかしながら、ほかの教育委員会の審議会等の附属機関の印については、この公印規程に位置づけられており、ゴム材ではなく、ツゲ材で作成をされております。文化財保護審議会会長印につきましても、きちんと公印規程に位置づけ、ゴム材ではなくツゲ材で作成したほうがよいとの判断に至ったことから、ここでこの改正を行うものとなっております。

具体的な改正箇所をご説明いたします。議案を 3 枚おめくりいただき、A 4 の横版、新旧対照表の 3 分の 2 ページをごらんください。左側が改正後、右側が改正前となっておりますが、別表中の 14 号に国立市文化財保護審議会会長印を新たに追加しております。それ以降の公印につきましては、号を 1 号ずつ繰り下げを行っております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようでございますので、採決に入りますが、皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいで

しょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 35 号、国立市文化財保護審議会公印規程の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(5) 議案第 36 号 国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第 36 号国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 36 号、国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案についてご説明いたします。

改正の理由といたしましては、国立市立学校における特別支援教育を円滑に推進し、教育、医療、心理等の専門的立場から、児童・生徒、保護者、教職員等への適切な支援を行う同要綱に関して、法令の改正等から変更する必要があるため、要綱の一部を改正するものです。

資料を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正点は、次の 2 カ所になります。

まず、第 2 条第 1 号中の「指導方針」を「支援方針」に、「内容及び方法」を「合理的配慮」に改めます。

次に、第 3 条第 2 項第 4 号中「特別支援学級設置校」を「特別支援学級及び特別支援教室」に改めます。なお、今回の訓令は公布の日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 36 号、国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(6) 議案第 37 号 (仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案について

○【是松教育長】 次に、議案第 37 号、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案についてを議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、議案第 37 号、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案についてご説明いたします。

本要綱案は、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画の策定に当たり、施策体系や文化芸術に関する事業を整備する(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会を設置するため、要綱を制定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案をごらんください。内容としまして、第3条の組織としまして、委員長を教育次長としまして、委員は国立市文化芸術条例第4条第2項に基づき、裏面の別表の17名、それぞれの課長としております。

また、表に戻っていただきまして、4条で、任期につきましては、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画が策定されるまでの間としております。

最後に、また裏面のほうで、付則としまして、この訓令は平成30年6月1日から施行としております。説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

よろしければ、採決に入らせていただきます。ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第37号、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画庁内検討委員会設置要綱案については可決といたします。



○報告事項2) 平成29年度教育委員会各課の事業総括について

○【是松教育長】 続いて、報告事項2、平成29年度教育委員会各課の事業総括についてに移ります。教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でご報告をお願いいたします。

初めに、教育総務課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成29年度主要事業の総括につきましてご報告をいたします。資料に沿って要点をご説明させていただきます。

初めに、1の(1)ですが、総合教育会議の開催です。平成29年度につきましても、教育総務課が事務局となり、2回会議を開催いたしました。開催日、協議・調整事項につきましては、記載のとおりとなっております。

飛びまして、(4)の教育広報誌「くにたちの教育」については、年4回、5月、8月、12月、3月に発行し、全戸配付するとともに、あわせて、視覚にしょうがいのある方を対象として音訳版「くにたちの教育」を作成しております。

なお、平成29年度より誌面をカラー化し、さらに大きさをA4判からタブロイド判に変更することで、情報発信力の強化を図ったところです。

(5)の就学援助手続につきましては、要保護、準要保護合わせて小学校386名、中学校250名を認定いたしました。なお、資料に記載はございませんが、平成29年度の要保護、準要保護を合わせた認定率は、小学校12.49%、中学校18.49%で、平成28年度と比較しまして、小学校0.12%の減、中学校0.9%の減となっております。

また、平成29年度より、入学前の必要な時期に入学前準備金の支払いができるよう、入学前準備金の前倒し支給を開始し、新小学校1年生41名、新中学校1年生64名の合計105名に対し、2月に準備金の支払いを行いました。

飛びまして、(7)の通学路の安全対策です。地域の見守りボランティアの方や、学校、保護者、警察などが一堂に会し、通学路の安全に関する情報共有や情報交換を行う通学路の見守り情報交換会の開催や、学校、保護者、警察、市による通学路の合同点検の実施などを通して、子どもたちの通学中の安全対策の向上に努めました。

裏面をごらんください。

最後に、3の課題となりますが、3点ございます。1点目は、「くにたちの教育」について、先ほどもご説明をいたしました。平成29年度より大きさをタブロイド判、また誌面をカラー化することで、情報発信力の向上を図っているところですが、さらに多くの市民に読んでいただけるよう、平成30年度は誌面の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、通学路の安全対策についてです。子どもたちの通学中の安全の一層の確保を図るため、見守り情報交換会の開催や、見守り活動用に配布している消耗品の充実など、地域の見守りボランティア活動の支援を行い、活動のさらなる活性化につなげてまいりたいと考えております。

3点目ですが、当面の学校施設整備として、小中学校の校舎非構造部材の耐震化、トイレの洋式化、老朽化に伴う個別の修繕などの課題がございます。こういった課題について、これまで同様、学校現場、建築営繕課と密に連携をとることで、子どもたちの教育環境の充実に向けて迅速に対応してまいりたいと考えております。

平成29年度の教育総務課に関する報告は以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 計画とちょっと見比べているのですけれども、多分、教育施設担当のところは去年の計画上ではないですね。ここの総括は分けてつくるという格好。説明的にちょっとそれをつけ加えていただけると。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 計画の段階では、教育施設担当と教育総務課、一緒に原稿をつくらせていただきました。ここで、教育施設担当課長はこれまでより教育委員会に比重をおけるような形で配置をされておりますので、今回の報告から教育施設担当分につきましては分けて報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○【山口委員】 わかりました。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、その教育施設担当事業について、お願いします。

古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、教育施設担当の平成29年度の事業の総括を報告させていただきますと思います。

主要事業については大きく2点ございます。

1点目は、学校施設の改築ということになります。昨年度に関しては、学校施設全体の基本的な方針といたしまして、国立市学校施設整備基本方針を策定いたしました。

2つ目は、新給食センターの施設整備についてです。先ほども補正予算によりご説明をさせていただきましたけれども、地権者と新たな給食センターの用地に関して交渉を行いおおむね合意に達したことと、それから、都条例ですとか法に基づく土地履歴調査の実施をいたしました。

それから、次の2番になりますけれども、課題と申しますか、今後必要な取り組みについてご説明させていただきます。

大きく4点になるかと思っております。

1つ目は、新規給食センターの整備に関して、用地の契約締結を行うとともに、市の権利確保ですとか事業化を確実に推進していく必要があると思っております。

2つ目は、給食センターの整備に関してですけれども、公民連携の可能性を調査し、方向性を取りまとめるということと、それから、必要な機能、性能というものを整理した上で仕様案等を作成していく必要があると考えております。

3つ目は学校施設の更新に関してもなります。まず、第二小学校に関しては、改築に関する基本計画、構想のもとになるマスタープランの策定に向けて、連絡協議会を発足させまして、関係者との情報共有、それから協議を行い、意見を取りまとめていきたいというふうに考えております。

それから、第一中学校に関しては、平成 33 年度末に特別教室棟が残存耐用年数の終わりを迎えるため、その特別教室の機能移転の手法について調査検証するとともに、学校や保護者と合意形成を図りながら、施設更新の方向性を決定していきたいと考えております。

教育施設担当の昨年度事業の総括については以上になります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、続いて建築営繕課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、行政管理部建築営繕課の平成 29 年度事業の総括についてご報告をいたします。

平成 29 年度に実施をしました小中学校施設整備事業は資料に記載のとおりですので、そのうち主な工事についてご説明をいたします。

1の(1)、(2)ですが、第七小学校、第三中学校につきまして、夏休み期間等を利用し、校舎の天井や照明器具などの非構造部材の耐震化工事の第二期工事が完了いたしました。これをもちまして予定されておりました第七小学校、第三中学校の校舎非構造部材の耐震化工事が全て完了したところとなっております。

(3)の小中学校女子トイレ洋式便器取りかえ工事につきましては、小学校低学年女子トイレ及び中学校女子トイレ等の洋式化を引き続き進めました。平成 29 年度の工事完了をもって、当面の目標としておりました全校平均での洋式化率 50%を達成したところとなっております。

(7)の小学校特別支援教室改修工事につきましては、平成 30 年 1 月に記載の 6 校分の工事が完了し、予定どおり平成 30 年度に小学校 6 校において特別支援教室が開級したところとなっております。

(9)の第六小学校校舎非構造部材耐震化対策工事実施設計委託につきましては、平成 30 年度の工事実施に向け、実施設計が平成 30 年 1 月に完了しております。

最後に、2の課題です。喫緊の課題といたしましては、先ほど教育総務課の事業総括でもご報告いたしました、学校施設の非構造部材の耐震化、トイレの洋式化がございます。トイレの洋式化につきましては、当面の目標を達成したところですが、各学校において洋式化率にばらつきがあることなどを踏まえ、引き続き実施していく必要があると考えております。記載にありますとおり、これまでは女子トイレの整備を優先的に行ってまいりましたが、平成 30 年度からは男子トイレを含めたトイレ全体の洋式化を図ってまいりたいと考えております。

また、学校施設整備については、平成 29 年度に、国立市学校施設整備基本方針が策定されたことや、今後は、(仮称)国立市公共施設再編計画が策定される予定となっているため、老朽化した学校施設をどのように整備していくか、具体的な取り組みが今後求められていくこととなります。

学校施設のハード面におきましては、長期的、短期的に見ても課題がさまざまございますが、今後も教

育総務課、教育施設担当、建築営繕課など関係部署間で連絡を密にし、教育環境の充実に向け対応してまいります。

平成 29 年度の建築営繕課に関するご報告は以上でございます。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見、どうでしょうか。

よろしければ、次に、教育指導支援課事業について、荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 それでは、平成 29 年度教育指導支援課事業の総括についてご報告いたします。要点を絞ってご報告いたします。

I、「いのちの教育」推進事業の 1 点目、人権教育のうち、いじめ問題にかかわる取り組みについては、中学校において、平成 29 年度から地域人材を活用したスクールバディ・サポートの仕組みを整え、中学生の自主的な取り組みを支援いたしました。

II、学力・体力向上事業の 2 点目、英語教育の関係については、10 月 20 日に国立第六小学校にて教育フォーラムを開催し、他校や地域に向けて本市における今後の英語教育の方向性について発信いたしました。

III、特別支援教育推進事業につきましては、1 点目、小学校特別支援教室の全校実施に向けて検討委員会を年間 6 回開催し、必要な準備を進めてまいりました。

IV、学校組織力向上・人材育成事業については、2 点目、働き方改革について、3 月に「国立市立小・中学校における働き方改革推進実施計画」を策定いたしました。

V、保護者・地域・関係機関等との連携事業については、1 点目、地域との連携に関して、平成 30 年度の学校評議員会設置に向け、「国立市立小・中学校評議員会設置要綱」を策定いたしました。

課題といたしましては、4 点挙げております。

1 点目、「深い学び」の実現に向けた授業改善の推進。このことについては、合同研や学校訪問などの取り組みを通して具現化してまいります。

2 点目、中学校特別支援教室の全校実施に向けた教室の整備等の諸準備については、拠点校である国立第二中学校との連携を密にとりながら準備を進めてまいります。

3 点目、小学校プログラミング教育の充実にに向けた実践についての積み上げと教材整備等については、国立第四小学校の実践を支援し、他校に広げてまいります。

4 点目、策定した推進実施計画に基づく教員の働き方改革の推進については、策定した実施計画の内容について、実施状況を確認しながら、必要な支援を行ってまいります。

平成 29 年度教育指導支援課事業の総括については以上です。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、続いて生涯学習課事業について、伊形生涯学習課長。

○【**伊形生涯学習課長**】 それでは、生涯学習課の平成 29 年の主な内容の事業総括をさせていただきます。

まず 1 番目、社会教育推進への取り組みでございます。第 21 期社会教育委員の会より 4 月 25 日に答申をいただきまして、今度はそれに基づきまして、第 22 期の社会教育委員の会で諮問させていただき、「生涯学習振興・推進計画について」検討を行ってまいりました。今後、「(仮称)生涯学習振興・推進計画」の策定を行っていきたいと考えております。

2 番目に、(2)の出前講座わくわく塾でございますが、実施件数、参加者ともに昨年度よりも、微増ではございますが、増えております。今後も積極的な活動を図っていきたいと考えております。

(3) 番の家庭教育講座につきましては、引き続きこれも実施を行っていききたいと思います。

(4) 番の国立市民芸術小ホールの外壁改修工事につきましては、昨年度より事業を実施しておりますが、今年度、平成 30 年度の 9 月末には工事が終了予定となっております。

次に 2 番目、文化芸術振興への取り組みについてでございます。こちらは、(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会を開催いたしまして、平成 30 年 1 月 30 日に答申をいただきました。その後、平成 30 年第 1 回定例会にて条例案が可決したため、平成 30 年 4 月より国立市文化芸術振興条例が施行いたしました。

また、大きな取り組みとしまして、(4) 番になります。先ほどもお話ありましたが、国立アートビエンナーレにつきましては、くにたち文化・スポーツ振興財団が中心となりまして、文化芸術を通してまちの魅力や独自性、質的な価値を高めてにぎわいのあるまちづくりを創造するために実施しております。

2 回目となる今回は、さくら通りを設置場所とする野外彫刻展を柱に開催したほか、ピアノ 10 台を野外に設置し、誰もが演奏できるイベント「Play Me, I'm Yours」等を実施いたしまして、好評をいただきました。

次に、3 番目、文化財保存の取り組みについてでございます。

(1) 番の文化財保護審議会を開催しまして、市登録有形文化財としまして、旧野島家住宅 1 棟及び本田家旧所蔵の大幟等 2 点を追加いたしました。

(2) 番の緑川東遺跡出土の石棒が 9 月 15 日の官報告示によりまして国の重要文化財と指定されたことを受けまして、市の所有する文化財としては初めての重要文化財となっておりますので、この PR のため、展示するためのケース等を作成いたしまして、広く普及活動を図っております。

(3) 番の本田家の文化財につきましては、平成 28 年度にご寄付いただきました本田家住宅の主屋及び薬医門並びに建物内の資料について、平成 29 年度は本田家の所蔵の資料調査及び報告書の作成を行いました。

また、(4) の東京文化財ウィークにおきまして、本田家等の関連講演を行ったほか、見学会を実施いたしました。

今後は、市の貴重な文化財としまして適正に保護し、また活用していくための建物の応急修繕及び保存活用計画の策定を行ってまいります。

裏面をごらんください。

(5) 旧国立駅舎の再築事業につきましては、前年度に引き続きまして、今度は文化財として駅舎を再築していきますので、引き続き文化財保護審議会等で協議等を進めながら、今後の活用計画等を策定していきたいと考えております。

4 番、成人式の取り組みについてです。成人式の開催は例年どおり、新成人による成人式準備会を立ち上げて、式典の構成等を検討し、ビデオの上映会等を行いました。参加者につきましては 453 名、参加率は 54.3%となっております。

5 番目、社会体育推進への取り組みについてです。スポーツ推進委の定例会を開催いたしまして、小学生の初心者水泳教室、スポーツ子どもの日等の事業を開催いたしました。また、東京女子体育大学や多摩障害者スポーツセンター、市内の関連機関と連携して、今後も事業展開をしていくこととなっております。

(3) 番の学校開放事業は、校庭、体育館、夏季のプール合わせて延べ 9 万 6,162 名の利用がありました。

(6) 番、多摩障害者スポーツセンター改修による休館中のしょうがい者の総合体育館利用料の減免といたしまして、スマイルカードの発行を平成 30 年 3 月 27 日より実施いたしました。5 月 28 日現在で 134 名の登録と、延べ 683 名の方が利用されております。

6 番目となります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取り組みとなっております。昨年の 7 月より生涯学習課が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会にかかわる事業を行うこととなりました。そのため、より一層の機運醸成を図るとともに、さまざまな企画を行ってまいりたいと思います。

(1) 番の講演会としましては、パラアスリートでありますマセソン美季さんによる講演会「I' m POSSIBLE～大きすぎる夢なんてない～」を開催し、122 名の参加をいただきました。

(2) の「車いすバスケットボールを見にいこう」は、市内の小学校 3 年生から 6 年生 35 名が参加し、車いすバスケットボールを観戦いたしました。

(3) のボッチャ体験会は 9 回実施し、延べ 492 名に参加いただきました。

今後も、大会開催に向けてより一層の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

7、課題でございます。全部で 6 個挙げさせていただいておりますが、新たな課題としましては (2) 番、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画の策定に向けた取り組み、(6) 番、くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館の更新計画についてです。(2) については、平成 30 年 4 月より条例施行に伴いまして、先ほども教育委員会定例会の国立市文化芸術推進会議への諮問ということで触れさせていただきましたが、今年度、国立市における文化芸術の持続的な振興を図るため、実効性のある(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画を策定できるよう進めていきたいと考えています。

6 番目の芸術小ホールと総合体育館は築 30 年を超え、施設及び設備備品等の劣化が進み、改修等が必要となっております。市民の文化芸術及びスポーツ・レクリエーション事業に対する関心や要求にこたえるべく管理運営していくために、中長期的な更新計画等を作成し、必要に応じて着実に改修等を実施していくように努めてまいりたいと考えています。

生涯学習課の総括については以上となります。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

高橋委員。

○【**高橋委員**】 中身ではなくて、今、説明者の「何々させていただきます」という言い方はやめたほうがいいのではないかなど。最近、新聞でもよく指摘されていますので、「説明します」でいいのではないかなと思います。

○【**是松教育長**】 ありがとうございます。今後、工夫して説明をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、続いて給食センター事業について、吉野給食センター所長。

○【**吉野給食センター所長**】 それでは、給食センター平成 29 年度の事業総括について、要点を報告いたします。

まず、大きな 1 番、食の安全安心の確保です。

(1) ④の平成 29 年度の地場野菜の取り入れにつきましては、1 万 4,098.5 キログラムで、野菜全体使用量の 12.19%となっております。NPO 法人地域自給くにたちと、毎月の食材で供給できるものの相談をさせていただいた上で、供給量を決めているところでございますが、天候不順の影響を受けまして、年により作付状況等に変動があり、農家の軒数も数が限られておりますけれども、今後も引き続き推進して

いきたいと考えております。

飛びまして（３）給食の充実では、旬の食材を使用しまして、季節を感じる給食の提供に努めてまいりました。また、米飯給食の拡大に努めまして、週３回以上の実施を目指しました。平成 29 年度は小学校が週 3.56 回、中学校につきましては週 3.41 回ということで、いずれも目標は達しております。

（４）食物アレルギーへの対応では、献立内容の詳細資料や食材の成分関係の資料の提供に努めまして、食物アレルギー対応マニュアルに基づきまして、学校、保護者と情報共有を初めとした連携体制を図っております。対象者数は小学校 67 名、中学校 21 名となっております。

裏面に移ります。

２番、食育の推進、（２）の学校との連携でございます。食育関連事業として、牛乳飲用の習慣定着につながるミルク教室の取り組みで、日本乳業協会より講師を派遣しまして、平成 29 年度は 6 校で出前授業を行いました。

次に 3 番、円滑な運営管理の実施です。（１）給食費徴収事務につきましては、引き続き未納入の給食費が発生しないよう、資料最下段に表を記載しましたように、給食費徴収の徹底を目指しました。

最後に、平成 30 年度の課題としましては、給食センター再整備までの間、給食の提供に支障が生じないよう、老朽化した施設の維持と、人的管理に引き続き取り組んでまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、続いて公民館事業について、石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、平成 29 年度の公民館事業の総括を説明いたします。

１番、公民館運営審議会運営事業では、第 31 期委員が前期委員の答申提案の 1 つ、公民館活動をふりかえる会の具現化を議論、検討し、職員と市民がともに公民館の講座を考える、「学びをふりかえる会」を初めて開催いたしました。3 時間のワークショップでは、公民館講座の成果や課題を学び合い、より一層の事業向上のための提案を話し合ったところでございます。

２番、主催学習事業と会場提供事業では、（１）自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業の実施を行いました。（a）若者支援事業においては、「つながりワークショップ」を開催し、子どもたちを支援する市内相談機関や学習支援、子ども食堂の活動など、40 施設を一覧でマップ化した「こども・わかもの・くにペディア」を作成する取り組みによりまして、初めて子どもや若者支援施設の市内全体の可視化及び情報の共有化を図ったところでございます。また、（b）中高生の学習支援では、不登校や外国にルーツのある生徒、家庭学習が困難な生徒等を対象に、月 3 回程度実施をし、昨年度の延べ参加者 318 名を大幅に上回る 786 名の参加を得て、中高生の居場所づくりや学習支援づくりを支援しました。

（２）他部課や他機関と連携した事業の実施では、先ほどの「くにペディア」を NHK 学園と共催して実施し、近現代史講座や大学連携、大学院生講座では、一橋大学の教授や一橋大学院生などを講師に招へいし、講座を企画、運営しました。介護講座や地域史講座では、地域グループや地域の人材などと相互に連携した事業を行っております。

（３）番、（４）番は資料をごらんください。

そのほか、3、広報発行事業や、4、公民館図書室運営事業、5、公民館施設維持管理事業においても、記述のとおりさまざまな実践を展開したところでございます。

最後に、課題といたしましては、前年度に引き続き、市民の学習拠点として、より多くの方に利用されるよう、市民のニーズに添った事業を展開しなければなりません。そのためには、公民館職員の力量形成

を行い、東京都公民館連絡協議会の各種研修や発表にかかわり、講座企画や連携方法などを学ぶことにより、職員としての資質を研鑽しなければいけないと考えてございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 感想なのですが、今、市役所の1階のロビーで、ここの主催学習事業、自立に課題を抱える若者の社会参加等々の可視化というか、地図があって、さっきちょっと見てきたのですが、国立市内はこうなっているのかと。既にいただいている資料を大きくしたりと、さまざまなのですが、そういう今の課題に向かっている中での公民館の役割というのがそこでよく見られるなというふうに思ったので、そっちの方面にもぜひ力を入れて働いていただければいいなというのが感想としてございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、最後になります。図書館事業について、尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、平成29年度の図書館事業の総括をご報告いたします。

主な事業として10項目記載しましたが、中でも3番、児童サービス事業では、子どもの読書活動を豊かに推進していくため、幼児向けブックリストを4,000部作成し、配布いたしました。

5番、しょうがいしゃ等サービス事業では、訪問朗読等ボランティアが7名増え、高齢者施設への訪問回数も増加しました。

7番、行事等の企画及び広報事業では、新規の企画事業を件数にしまして例年の3倍以上、実施しました。詳細は記載のとおりで、その多くは制作や体験など参加型の行事でした。また、市民向けの図書リサイクルでは、2日間で274人が来館し、1,695冊を提供いたしました。

館報（いんふおめーしょん）は紙面を4ページに増やし、毎月発行いたしました。

裏面になりますが、11、課題としまして、1つ目は、平成30年度の「図書館協議会報告と提言」の提出に向けまして、事務局として取りまとめを行うこと。2つ目は、第3次国立市子ども読書活動推進計画の策定をしていくこと。3つ目は、リサイクル本の提供の機会と場を広げていくこと。4つ目は、国立駅前市民プラザにおけるサービスの円滑な実施と、図書館事業の広報を行うこと。5つ目は、中央図書館の施設維持管理に努めていくことの5つを挙げまして、今後も図書館運営にしっかりと取り組んでまいります。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 この29年度の総括から外れるのですが、最後の課題の4番目の、駅前市民プラザが5月にオープンしたので、その後の何か状況みたいなものがおわかりになれば簡単をお願いします。

○【是松教育長】 尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 5月14日にオープンしました駅前市民プラザですが、そちらでの図書のサービスは受け渡しサービスということになっております。初日は5件ほど、5冊ほどの利用がございました。現在は2週間たちましたけれども、現時点でも10冊ぐらいの活用ということになっています。

また、返却口もプラザの中にございまして、そちらの利用のほうもあるようです。

そのほか、特にお問い合わせ等は、大きなものはいただいていないのですが、今後いろいろと対応につ

きましては工夫をしていきたいと思っております。



○報告事項3) 国立市立学校に係る運動部活動の方針について

○【是松教育長】 それでは、引き続きまして報告事項の3、国立市立学校に係る運動部活動の方針についてに移ります。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、報告事項3、国立市立学校に係る運動部活動の方針について、報告いたします。

本方針は、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にのっとり、東京都教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定いたしました。

内容は、次の6項目による構成となっております。

1、適切な運営のための体制整備について。2、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みについて。3、適切な休養日等の設定について。4、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について。5、学校単位で参加する大会等の見直しについて。6、文化部活動の取り扱いについてです。

休養日については、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日、週当たり2日以上休養日を設定すること。1日の活動時間については、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことと設定しております。

学校は本方針にのっとり、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、部顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成いたします。校内で策定した活動方針及び活動計画は、学校のホームページへの掲載等により公表いたします。

また、文化部活動については、平成30年度に文化庁において文化部活動のあり方に関して議論していることから、当面、本方針を準用いたします

今後も運動部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われ、生徒が豊かなスポーツライフを実現するための資質、能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

報告は以上です

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 これは働き方改革その他のところで、今回、要望書が1件出ているのですが、全体的な課題になっているのだと思うのですが、具体的にこれを、国立市の小中だと思えるのですが、浸透させていく方法みたいなものは、もう既にやられているのかもしれないのですが、どういったふう具体的にやられるかを、ちょっと教えてください。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 この運動部活動の方針の策定に当たりましては、中学校長会との調整を進めてまいりました。その際に、国及び東京都のガイドラインや方針に基づいて、国立の学校で効率的に進めるにはどのような方法がいいのかということについても協議をしてまいりました。

その際に、学校に対しては周知が十分図られているものだというふうに考えておりますので、あとは実

際の実施状況について、各月の報告が今後上がってくることとなりますので、そのあたりを確認しながら必要に応じて指導していきたいというふうに思っております。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 これの根っこというか、これは国立市だからいいのですけれども、東京都とか、もともとスポーツ庁から出ていると思うのですけれども、東京都の方針も添付していただいて、東京都の教育委員会から出ている方針の5ページのところに休養日とか活動時間が出ていて、全く国立市と同じ内容だと思うのですけれども、これは都の場合だと高校も入ってくるのですね。高校も同じだと。これは都の話ですから直接は関係ないのですが、そこら辺はどうなのでしょう。質問です。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 東京都が策定したものについては東京都立学校に対して策定をしておりますので、今ご質問いただいた東京都立の高等学校についてはこの方針に基づいて実施されることとなります。これは中学校版で、別途に高校版がホームページ等には出ております。

○【山口委員】 時間とかは……。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 基本的には変わらないです。

○【山口委員】 感想なのですけれども、中学校はこの時間でいいのかなと思うのですけれども、高校だと、正直言って短いのではないかなと感覚的には思っています。それは単なる感想で、ここでの議論とはちょっと別個になると思うのです。

続けてちょっと意見で、前も部活動に関してはちょっと言ったと思うのですけれども、この方針、部活動というのは何のためにやるかという、やっぱり全て子どもたちが総合的に成長していく。健全育成という言葉で言われているかもしれないけれども、その場所、いわゆる教室での、学校でのかわりと、それと違う場所で、学校の部活動という場面で子どもたちが存在していて、クラスでの人間関係と違う人間関係、よその先生とのかかわり、外部指導員がいらしたり、そういったかかわりの中で、新しい、そこでの人間関係、人間性とか、自分自身に対する新たな発見とかされているところで成長していく非常にいい場所だなというふうに思う部分があります。もう一方で、これはやっぱり学校の中だけでの話にどうしてもなってしまうので、やっぱり学校の外にそういう場所を、いろいろ子どもたちの運動だけでなく、文化的なことも含めて、先ほどの公民館の居場所の話ではないですけれども、全てそういうことも含めて、子ども自身が、居場所という言い方をすれば、部活動も1つの居場所なわけですね。そういうふう考えていったら、さまざまなそういう場所があったらいいのかなというのを、改めてこういう状況が出てきたことで考えています。そこら辺非常に幅広く考えるところだし、地域社会がそういうふうに変わっていかないといけない部分があるわけですが、なかなかそこまでできていないという現状があるわけですが、裏返して、学校だけで全部、子どもの成長を担っていくというのは、やっぱり非常に難しい、大変なことがあるのだということを、今までも思っていました。改めてちょっと感じましたので、一言意見、感想を言わせていただきました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○【高橋委員】 確かに、山口委員が言われた、部活動というより、成長にとっての運動の本質というのは本当に大事なことだなと思います。

それで、最近、部活、要するに、運動する子と運動しない子と、これは最近だけではなくて、ずっと以

前からもそうなのですけれども、帰宅部なんて言われ方もしていますけれども、部活の加入率というのは、支援課としては統計とっていますか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 手元に資料を持ってきておりませんが、東京都のほうで毎年部活の設置状況調査があつて、そこで加入率等も全て把握しております。

○【高橋委員】 60%超えていますか。

○【三浦教育指導支援課長】 8割は超えて、9割ぐらいのところまでですね。

○【是松教育長】 ちなみに、部活動全体で 89%、約 90%が部活動に参加している。ただ、そのうち運動部活動は、全生徒の 51%。それから、文化系の部活動は 38%という数字になっています。合わせると 89%、約 90%は、運動部あるいは文化系の部活動には参加している。非常にうちは参加率がいいのではないかなど。

○【高橋委員】 いいですね。わかりました。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。



○報告事項 4) 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、続いて報告事項 4、市教委名義使用についてに移ります。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 では、平成 30 年度 4 月分の教育委員会後援等名義使用についてご報告いたします。お手元の資料のとおり、承認件数 9 件でございます。

まず、サカママフェスタ実行委員会主催の第 13 回 soccer MAMA FESTA in 東京でございます。サッカーを通じた健やかな成長に貢献することを目的とし、平成 30 年 5 月 19 日に味の素スタジアムにてサッカースクール体験、親子サッカー体験、バブルサッカー、ドリブルスピード計測などのイベントを開催いたします。参加費は無料です。

2 番目は、公益財団法人たましん地域文化財団主催の企画展「おばけ美術館」です。地域の住民が芸術作品に親しむ機会をつくることを目的に、平成 30 年 7 月 17 日から 9 月 9 日までの間、たましん歴史・美術館にて、展覧会の開催とギャラリートークを行います。入場料は 1 人 100 円で、中学生以下は無料です。

3 番目は、カジキタドリーム主催の家族で楽しむ「シンデレラ&サマーショー」です。家族でのコミュニケーションのきっかけづくりとすることを目的に、平成 30 年 8 月 4 日と 5 日、たましん RISURU 小ホールにて「シンデレラ」の芝居と夏らしい音楽を踊り歌うショーを行います。入場料は 1 人 3,000 円です。

4 番目は、くにたち・まちづくり自転車倶楽部主催のこども自転車安全体験ツアー「まちで学ぼう、やさしく走ろう、親子でりんりんツアー」です。子どもたちが自転車で安全に移動し、人を傷つけないようにすることを目的に、平成 30 年 7 月 28 日と 29 日、小学生と保護者とともに市内を自転車で走り、現場体験を通じてルールやマナーを学ぶ機会を提供いたします。参加費は 1 人 300 円です。

5 番目は、東京土建一般労働組合府中国立支部主催の第 41 回住宅デーです。地域住民に対し技術や技能を生かして奉仕することを目的に、平成 30 年 6 月 10 日、谷保第四公園にて無料住宅相談会、防災・減災企画、包丁研ぎ、親子を対象とした木工教室などを行います。参加費は無料です。

6 番目は、第 28 回ファミリーフェスティバル実行委員会主催の第 28 回ファミリーフェスティバルです。子どもを中心に家族で楽しんでもらうことを目的とし、平成 30 年 5 月 5 日に、くにたち市民総合体育館、くにたち市民芸術小ホール等にて、バドミントンやスポーツ吹き矢などのスポーツやゲームコーナーを設

置、コンサートやポニー乗馬等を行います。参加費は無料です。

7番目は、西多摩カップ友の会主催の劇団カップ座西多摩公演（等身大人形劇）です。幼児から大人までを対象に、「思いやりの心」や「平和の心」の大切さを伝えることを目的とし、平成30年11月11日にパルテノン多摩大ホールにて人形劇「ふたりの王子」を上演します。入場料は、3歳以上小学生以下、前売り1,500円、当日2,000円。中学生以上、前売り2,500円、当日3,000円になります。

裏面をごらんください。

8番目は、第3回こどもあおぞら市実行委員会主催の第3回～つくる・あそぶ・つながる～こどもあおぞら市です。働く・遊ぶなどの社会体験や子育てにかかわる地域団体のつながりの促進を目的とし、平成30年5月27日、雨天時は6月3日に順延、城山公園城山さとのいえ、古民家にて、仮想通貨を使って働くことや遊びの体験などを行います。参加費は100円からで、このイベントのみで使用できる仮想通貨を100円単位で買うことができます。

9番目は、国際ソロプチミストくにたち主催のチャリティーコンサート・国際ソロプチミストくにたち夢を拓く高校生混合音楽祭です。女兒・青少年への奨学金賛助の資金調達を目的とし、平成30年6月24日に国立商協ビル2階さくらホールにて、高校生による混成音楽チャリティーコンサートを行います。入場料は、高校生が2,000円、一般が3,000円です。

以上9件につきまして、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義使用を承認いたしましたので、ここで報告いたします。

以上、名義使用の報告です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

いいですか。



○報告事項5) 要望書について

○【是松教育長】 それでは、ないようですので、続いて報告事項5、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は2件です。

子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「文科省通知が不適切とする道徳の観点別評価は、多摩事務『所報』の「大きくくりなまとまりを踏まえた評価の捉え方」なるものも含め、実施させないよう求める要望書」を、市民の方より、部活動のあり方に関する要望をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 要望書を2件いただいておりますが、個別に少し意見があったら伺いたいと思います。まず、1件目の要望書について、いかがでしょうか。

それでは、これは道徳の評価に関する観点評価のあり方、それから、多摩事務の大きくくりなまとまりを踏まえた評価の捉え方についてということのご意見ですので、この点について教育指導支援課のほうで国立市としての評価のあり方、あるいは、多摩事務の大きくくりなまとまりを踏まえた評価について、どのような経過であったということを少し説明していただきたいと思います。

武内指導主事。

○【武内指導主事】 国立市立小学校での「特別の教科道徳」についてご説明します。

「特別の教科道徳」の評価については、要望書にあるような観点別評価は行いません。数値ではなく、文章で評価をつけます。学習指導要領には、道徳科における評価は、児童の学習状況や道徳性に係る成長

の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとするがあります。

また、内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえて、学期ごとに評価を行います。文章による評価では、それぞれの授業における指導のねらいとのかかわりにおいて、児童の学習状況や道徳性にかかわる成長の様子をさまざまな方法でとらえた評価をいたします。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 どのような国立としての評価のあり方をやっていきたいということですが、それを踏まえて、ご意見、ご感想等ございましたら。

山口委員。

○【山口委員】 要望書は一部のところをピックアップして書いてありますけれども、道徳に関して全体、昨年、教科書採択で見させていただいて、採択した教科書を小学校は使いながら今、道徳の授業が行われております。その授業を何回か、教育委員会訪問とか道徳の公開授業で見させていただいたところです。じっくり読んだ、私が採択のときに何度も読み返した教科書を使って今授業がやられているというのは、感慨深いものがあったのですが、実際にやられている授業を見て、同じ教科書を使いながらも、クラスによって、もちろん先生によって進め方が違うのは当たり前なのですが、やっぱりすごく難しい部分があるのだなど。ほかの教科に比べて道徳の授業は難しいのだなどというのは、改めて感じたところでもあります。

ですから、当然、評価も難しい部分があります。それは、今やっぱり各学校の先生方、それぞれ研究を進めながら行われているのだと思います。

今、武内指導主事のほうからも説明があったような評価のポイントも押さえられておりますし、方向性も国立の中で出ていると思いますので、この中で先生方、学校が校長先生を筆頭にして検討しながら進めていただけたらと思います。それも、私も横で聞かせていただきながら進めていくことが必要なのかというふうに思っているところであります。

子どもたち自身は、道徳の授業を受けながら、やっぱり一人一人それぞれの思いでいろいろなことを考えているなっていうのを、授業見学させていただきながら感じたところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、1件目の要望書はそういうことで意見をいただきました。

それでは、2件目の要望書について、ご意見ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 ちょっと質問なのですが、この要望書の方が「日本部活動学会」、添付資料にあるのですが、できてそんなに日がたっていない学会かと思うのですが、何かそのことの情報があれば、教えていただければと思うのですが。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 要望書に出ております団体につきましては、いわゆる公的な団体ではございませんので、特に我々が把握している内容はございません。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 要望のほうは2点ございまして、1点目は、東京都教育委員会の「運動部活動の在り

方に関する方針」の4番目、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備という点について、国立市ではどのような環境整備をするのか、その内容があれば話してほしいということです。

これは、先ほどの国立市立学校における運動部活動の方針、ページ数書いておりませんが、3枚目の一番下に、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」ということで、これは東京都と同じ内容についてこれから整備を行っていかうということ、既に挙げております。生徒のニーズを踏まえた環境整備の1点目として、生徒のニーズを踏まえた部の設置をしていかうということ。それから、2番目として、地域と連携を図っていかうということとございまして、1点目については、この内容について行っているということとございます。特に、現在の部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしもこたえられていないのではないかと踏まえて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置することというようなこと。あるいは、学校と地域が協働、融合した形で、地域におけるスポーツ環境整備も進めていかうということ、これは先ほど山口委員からも希望の意見があった内容に沿って、そういったことの整備は行っていくということで、国立市の方針が出されたところでございます。

それから2点目は、平成29年第9回定例会に、保護者として部活動のあり方に関する提言を4点ほどされたということで、その4点について、国立市としての考えはどうか。具体的に、現実的に難しい箇所があるのかということをお話していただきたいということです。

私のほうで、ちょっとこの4点について吟味してみました。

まず1点目は、加入しやすい運動部をつくってほしいというのが趣旨だと思います。加入しやすい、そのための環境づくりを行っていくという点には同感するところであります。

ただ、この中にいろいろ書かれておりますけれども、特に冒頭に書かれております、運動部の加入が望ましいのだとか、あるいは、運動部の加入率を上げることが学校部活動の課題という点は、ちょっと疑問を感じるところです。学校には運動部だけでなく、文化系部活動もあります。運動部の加入だけを目指すということは、文化系部活動の軽視、あるいは生徒の活動におけるスポーツ偏重につながる恐れがあるのではないかとこのように思います。生徒のさまざまな興味、関心、ニーズを満たすことが必要であって、運動部活動に参加しないことが二極化しているというふうに安易に問題視するのは、これは運動部サイドからの、ちょっと運動至上主義のような気が私はしています。

それから、2点目です。ガイドラインを遵守することということです。ガイドラインを逸脱した学校には公式大会への出場資格を与えないように、あるいは、朝練の禁止とか、祝日に部活動を実施することも禁止としろということの提案をされております。ガイドラインの遵守は、もちろん賛成です。しかし、法律や規則ではない、あくまでガイドラインでありますので、即座に罰則やペナルティーを科すというのはなじまないのではないかとこのように思います。

また、朝練の禁止でございますけれども、ガイドラインに朝練の禁止というのは示されておられません。むしろ夏季休業中の練習などは、朝の涼しい時間帯で行って、どちらかという、むしろ日中は避けてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

あと、同じくガイドラインでは、祝日を休養日と規定してございませぬ。あくまでも週当たり2日以上の休養日の設定を行うということとございまして、この週当たり2日以上の休養日の設定について、祝日の対応をしていただければいいのかなというふうに思っております。

それから、3点目として、運動のうまい子、もっとやりたい子等の重層的な運動の場や機会の創出をすべきではないかとこのようにございまして、確かにそういった機会の創出はいいというふうに思っております。

ただ、ジュニアアスリート育成が、どちらかというと学校運動部活動に委ねられてきたというわが国の歴史もございませぬ。そうした新たな重層的な運動の場の機会の創出やシステムづくりというのは、地域スポーツ団体の組織の今後のあり方や、あるいは地域スポーツクラブ自体の熟成、あるいは、日本におけるジュニア育成システム体制そのものの整備というのが必要となってくるわけで、なかなか一朝一夕には難しいのではないかなというふうに思っています。

それから、最後の4番目として、部活動と生徒の自主性、自立性の考え方を述べられております。スポーツ庁それから東京都教育委員会のガイドラインはともに、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、合理的で、かつ効率的・効果的に取り組むこととしております。つまり、部活動への参加は生徒の自主的、自発的な意志のもとに行われるところでございませぬけれども、しかし、その運営は学校顧問の教員を初めとした関係者の取り組みや指導のもとに、学校教育活動の一環として責任を持って行われるべきものだというふうに思っています。

ただ、その際、顧問教員等は、運営指導者として一方的に方針を決めつけるのではなくて、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な活動ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標や指導の方針等を検討、設定することが必要であるというふうに思っている次第です。

4点のそれぞれの提言については、そういった感想を述べさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○【高橋委員】 私も、教育長が今言われたことに該当しますが、暑くなったときに朝練は禁止というのは、やっぱりこのところはちょっと同意しかねると思います。

それから、規則で縛るというよりは、やはりガイドラインですので、教育指導支援課、また学校の校長会がありますし、学校との連携のもとで、部外指導者に丸投げしているわけではありませんので、連携、それから実態把握で、外部指導員が独走するという事は避けることができるのではないかなというふうに思っています。

ただ、学校で行う部活ですので、やっぱり生徒のニーズといっても、指導者が、顧問がいなければ、こういう部活をやりたいといってもなかなかできない。少子化で教員の数も少なくなっている。そういう中でのやっぱり現場での工夫というのが今求められているのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。山口委員。

○【山口委員】 今、要望書を改めて見させていただくと、特に最後の、人間教育に重点を置いているというふうに書いていて、ここで子どもが成長していくことが非常に大きいことだと書いてあるのです。その例として、先輩から後輩に伝える、運動のうまい子がそうでない子に教える。部活動が持っている要素はこれだけではないだろうと。今、道徳の教科書を読んでいてそういう場面が出てくるのですね。けがしちゃった子がいて、もう運動できなくなった。当然、やめなくてはいけないのだけれども、10番の背番号を持ってベンチに入っているわけです。いろいろな人の意見を聞いたり、キャプテンとしての能力がある。そういうことも部活動の中で起こり得るわけですね。それは道徳の教科書で教材ですから違いますが、さまざまなことがそこで起こってくる。泣くことがあるかもしれないし、笑うこともあるかもしれないし、怒ることもある。それも含めて子どもが成長していくわけですね。そういうふうに部活動を見ていきたいなと私自身は思っていることをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにないでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告5、要望書についてを終わります。

本日の審議案件は全て終了いたしました。

次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回、第6回定例会でございますが、6月25日の月曜日、時間が午後3時を予定しております。日程につきましては、市議会との調整がございまして、通例の火曜日ではなく、月曜日。それから、時間につきましては、当日、午後1時から総合教育会議を予定しておりますので、その後、午後3時からということをお願いします。

以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会、少し変則になっております。6月25日月曜日、時間は1時からの総合教育会議が終了した後の午後3時から、会場は教育委員会教育委員室ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回の定例教育委員会を終了いたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後4時20分閉会